明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔デジタル庁令・省令〕
○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令（デジタル庁・総務八）　一
〔省　令〕
○地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務四一）　四
〔告　示〕
○平成十五年総務省告示第七百六号（認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準）の一部を改正する件（デジタル庁・総務一一）　四
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働一七六）　五
○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分を制限する期間を定める件（経済産業六四）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　四四
裁判所
破産、免責関係　四六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　六七
会社その他
会社決算公告　七二

デジタル庁令・省令

○デジタル庁総務省令第八号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、並びに電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第四十条及び第四十一条並びに電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）第九条第一号、第十四条の二第一号及び第二号、第十六条の二並びに第三十五条の規定に基づき、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年四月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明